

○藤崎町有料広告の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、町が有する資産(以下「町有資産」という。)を広告媒体として活用し、民間事業所等の広告を掲載又は掲出(以下「掲載」という。)することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する町有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町が発行する刊行物及び印刷物

イ 町のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる町の財産で町長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業所等の広告を掲載すること。

(広告の範囲)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

(3) 人権を侵害し、又は侵害するおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義又は主張があるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの所管課の長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載位置、枠数、広告掲載料、広告掲載期間、広告の作成方法等に係る募集要領は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報ふじさき及び町のホームページ等により公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、藤崎町有料広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする原稿のほか、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申し込まなければならない。

- (1) 広告の原稿、図面及び電子媒体等
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により提出された書類等は返却しないものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、藤崎町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 掲載が適当と認められた広告の申込数が予定枠を超過する場合は、藤崎町に事業所を置く民間事業所等を優先するものとし、なお超過する場合は抽選とする。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、藤崎町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員長は副町長を、委員は総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、住民課長、生涯学習課長、上下水道課長をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管課の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、総務課行財政改革推進室において処理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第11条 第8条第1項の規定により掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により、広告掲載料を一括して前納しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告作成に関する一切の経費は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、藤崎町有料広告掲載変更申込書(様式第3号。以下「変更申込書」という。)に変更後の原稿等を添えて町長に申込まなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更申込書の提出を受けたときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については、変更申込書の提出を省略できるものとする。

- (1) 文字の書体又は書式の変更
- (2) 誤字・脱字等による変更
- (3) 広告デザインで文字部分の装飾又は網掛け等の変更
- (4) その他町長が軽微な変更と認めるもの

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項に規定する決定を取り消すことができるものとし、取り消したときは、藤崎町有料広告掲載取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (2) 申込書に虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (3) 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載が不相当と認められるとき
- (4) 町の行政運営上支障があると町長が認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとし、取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載料については、原則返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、広報ふじさきに掲載する広告の取り扱いに関する要綱（平成18年藤崎町告示第77号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（広報ふじさきに掲載する広告の取り扱いに関する要綱の廃止）

3 広報ふじさきに掲載する広告の取り扱いに関する要綱（平成18年藤崎町告示第77号）は廃止する。

様式第1号

藤崎町有料広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号

藤崎町有料広告掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第3号

藤崎町有料広告掲載変更申込書

[別紙参照]

様式第4号

藤崎町有料広告掲載取消通知書

[別紙参照]